

## 審議事項（1）資料

# 山梨県生活環境の保全に関する 条例の改正について

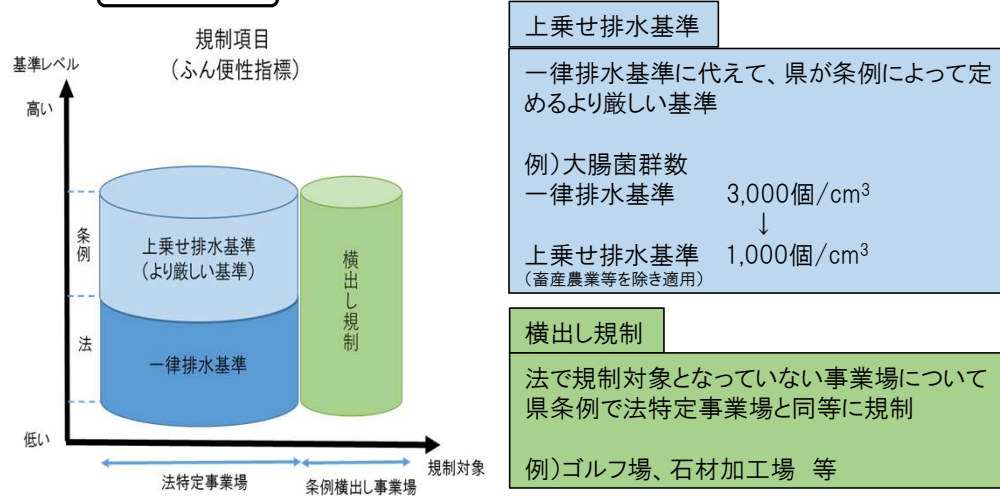
大気水質保全課

# 山梨県生活環境の保全に関する条例等の改正について(大腸菌群数に係る排水基準及び六価クロム地下浸透基準)

## 1 大腸菌群数に係る排水基準の見直し

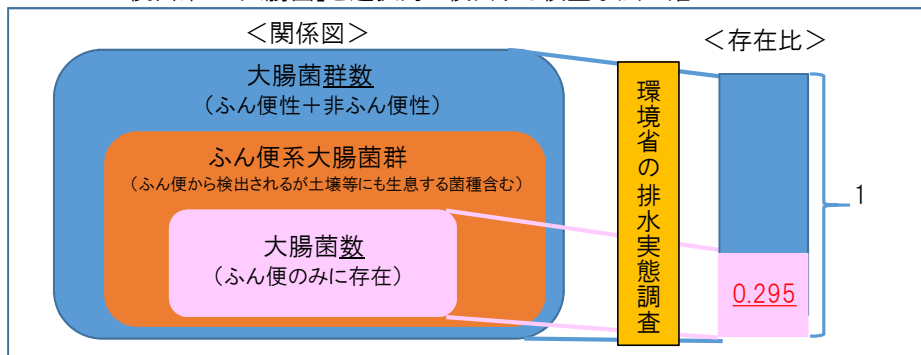
国は、水質汚濁防止法に基づく「一律排水基準」について「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直し、基準値を設定する方針(省令改正予定)。  
 このため、県条例で定める「上乗せ排水基準」及び「横出し事業場の排水基準」を見直し、現行規制レベルを維持することとした(条例・規則改正)。

### (参考) 規制の仕組み



### 大腸菌群とふん便性の関係

ふん便由来の「大腸菌」を選択的に検出する検査手法が確立



## (1) 一律排水基準の見直し(省令改正)

- 省令改正の方針
  - ふん便由来の汚濁指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更
  - 基準値は、大腸菌群数中の大腸菌数の存在比を基に現行規制レベルが緩和されない値として設定

$$\text{基準値(案)} = \underset{\substack{\uparrow \\ \text{現行基準値}}}{3,000(\text{個}/\text{cm}^3)} \times \underset{\substack{\uparrow \\ \text{存在比}}}{0.295} = 885 \text{ CFU}/\text{mL} \rightarrow \boxed{800 \text{ CFU}/\text{mL}}$$

- 改正省令の施行予定  
 令和5年12月改正、令和7年4月1日までに施行

上乗せ排水基準が無効  
 ↓  
 条例改正が必要

## (2) 条例等改正の方針(案)

- 考え方  
 「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更、基準値は現行の規制レベルと同等の値を設定

$$\text{基準値} = \underset{\substack{\uparrow \\ \text{現行基準値}}}{1,000(\text{個}/\text{cm}^3)} \times \underset{\substack{\uparrow \\ \text{存在比}}}{0.295} = 295 \text{ CFU}/\text{mL} \rightarrow \boxed{300 \text{ CFU}/\text{mL}}$$

## ② 基準値

	現行 (大腸菌群数)	改正(案) (大腸菌数)	対象事業場 (R4年度末事業場数)
上乗せ排水基準 (条例第20条)	1,000 個/cm <sup>3</sup>	300 CFU/mL	法特定事業場 (約400事業場)
横出し事業場等 排水基準 (規則第8条)	1,000 個/cm <sup>3</sup>	300 CFU/mL	条例横出し事業場等 (25事業場)
	3,000 個/cm <sup>3</sup>	800 CFU/mL	条例横出し事業場(一部) (3事業場)

- 改正条例等の施行 国の改正省令公布後速やかに改正し、国と同日施行

## 2 六価クロム化合物の地下浸透基準の見直し

国は、六価クロムの検定方法を見直す方針(定量下限値は 0.04mg/L → 0.01mg/L)  
 (令和5年12月告示改正・令和6年4月1日施行予定)  
 法特定事業場に係る地下浸透基準値 = 「定量下限値」



条例の地下浸透基準値(法規制対象を除く有害物質使用取扱者に適用)  
 (規則第30条第3項)  
 現行基準値 0.04mg/L → 改正(案) 0.01mg/L (国と同日施行)

水質汚濁防止法(昭和45年 法律第138号)(抜粋)

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ。)について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第二項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうち、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、**条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。**

4、5 略

山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和50年7月12日 条例第12号)(抜粋)

第二十条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準は、別表第一及び**別表第二**のとおりとする。

【別表第二】

区分		項目及び許容限度		生物化学的酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔動植物油脂類含有量 (mg/L)〕	フェノール類含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)	現行 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	
		1日当たりの平均的な適用排水の量	公共用水域												
特 定 事 業 場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域 20 m <sup>3</sup> 以上	20 (15)	20 (15)	50 (30)								1,000	
		既設		40 (30)	40 (30)	50 (30)						1,000			
		下水道終末処理施設を設置するもの		新設	20 (15)	20 (15)	50 (30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
				既設	40 (30)	40 (30)	50 (30)	10	1	1	1	5	1	1,000	
	畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5 m <sup>3</sup> 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)								一律排水基準 3,000
			市街化区域内の水域	7.5 m <sup>3</sup> 以上	80 (60)	80 (60)	150 (120)								
		上記以外の公共用水域	7.5 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	140 (110)	140 (110)	180 (140)									
			50 m <sup>3</sup> 以上	80 (60)	80 (60)	150 (120)									
	既設	全公共用水域	7.5 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	160 (120)	160 (120)	200 (150)									
	旅館業	新設	全公共用水域	20 m <sup>3</sup> 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)	10							1,000
			自然公園区域内の水域	20 m <sup>3</sup> 以上	60 (50)	60 (50)	90 (70)	10							1,000
		既設	上記以外の公共用水域	20 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	100 (85)	100 (85)	140 (110)	15							1,000
50 m <sup>3</sup> 以上			60 (50)	60 (50)	90 (70)	10							1,000		
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域 20 m <sup>3</sup> 以上	30 (20)	30 (20)	50 (30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000		
	既設		60 (50)	60 (50)	90 (70)	10	1	1	1	5	1	1,000			

改正(案)  
大腸菌数  
(CFU/mL)

条例改正 → 300

省令改正 → 800

条例改正 → 300

※ 府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排水の量が50 m<sup>3</sup>未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。